



Bureau Veritas Japan Co., Ltd.



Document Title: 建築物エネルギー消費性能判定業務規程

(CTC- JP-BEC-QP01)

Rev. 2.4

Issue Date: 1 April 2017

Revised Date: 1 July 2025

建築物エネルギー消費性能判定業務規程

目次

第1章 総則

第1条（趣旨）	2
第2条（基本方針）	2
第3条（判定の業務を行う時間及び休日）	2
第4条（事務所の所在地）	2
第5条（判定の業務を行う区域）	3
第6条（判定の業務を行う建築物の区分の範囲）	3

第2章 判定の業務の実施の方法

第7条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）	3
第8条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）	4
第9条（判定の実施方法）	6
第10条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）	6
第11条（適合判定通知書の交付等）	6

第3章 適合性判定員等

第12条（適合性判定員の選任）	7
第13条（適合性判定員の解任）	8
第14条（適合性判定員の配置）	8
第15条（適合性判定員の教育）	8
第16条（判定の業務の実施及び管理の体制）	8
第17条（秘密保持義務）	9

第4章 判定料金等

第18条（判定料金の納入）	9
第19条（判定料金を減額するための要件）	9
第20条（判定料金を増額するための要件）	9
第21条（判定料金の返還）	10

第5章 雑則

第22条（登録の区域等の掲示等）	10
第23条（判定業務規程の公開）	10
第24条（財務諸表等の備付け）	10
第25条（財務諸表等に係る閲覧等の請求）	10
第26条（帳簿及び書類の保存期間）	11
第27条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）	11
第28条（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）	11
第29条（電子情報処理組織に係る情報の保護）	11
第30条（判定の業務に関する公正の確保）	12
第31条（損害賠償保険への加入）	12
第32条（事前相談）	12

別表

様式

建築物エネルギー消費性能判定業務規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、ビューローベリタスジャパン株式会社（以下「BVJ」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

第3条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 年末年始（期日は年度毎に決定する）
- (4) その他、BVJが必要と認めてあらかじめ周知した日

3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者又は申請者（以下「提出者等」という。）との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 札幌アイアンドアイ事務所の所在地は、北海道札幌市中央区北2条西1丁目1番地とする。

- 2 仙台事務所の所在地は、宮城県仙台市青葉区中央1丁目2番3号とする。
- 3 東京新宿事務所の所在地は、東京都新宿区西新宿1丁目6番1号とする。
- 4 東京御茶ノ水事務所の所在地は、東京都千代田区神田駿河台4丁目3番地とする。

- 5 立川事務所の所在地は、東京都立川市曙町 2 丁目 13 番 3 号とする。
- 6 横浜事務所の所在地は、神奈川県横浜市西区高島 2 丁目 19 番 12 号とする。
- 7 名古屋事務所の所在地は、愛知県名古屋市中区栄 4 丁目 1 番 8 号とする。
- 8 名古屋駅前事務所の所在地は、愛知県名古屋市中村区名駅 4 丁目 6 番 17 号とする。
- 9 大阪事務所の所在地は、大阪府大阪市中央区南本町 4 丁目 2 番 21 号とする。
- 10 神戸三ノ宮事務所の所在地は、兵庫県神戸市中央区三宮町 1 丁目 1 番 1 号とする。
- 11 広島事務所の所在地は、広島県広島市中区胡町 4 番 21 号とする。
- 12 福岡事務所の所在地は、福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 1 番 1 号とする。

(判定の業務を行う区域)

第 5 条 業務区域は、日本全域とする。

(判定の業務を行う建築物の区分の範囲)

第 6 条 BVJ は、法第 38 条第 1 項第 1 号のイ(1)から(6)までに定める建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

第 2 章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

- 第 7 条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下同じ。）しようとする者は、BVJ に対し、施行規則第 3 条第 1 項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、BVJ に対し、施行規則第 4 条第 1 項に規定する書類を提出しなければならないものとする。
 - 3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、BVJ に対し、別記様式第 1 による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。
 - 4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）であるものに対し、法第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 11 年建設省令第 20 号）第 3 条第 1 項に規定する変更設計住宅性能評価（次項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第 7 条の 2 第 1 項に規定する変更確認（次項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第 3 条第 1 項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は確認申

請添付図書（同令第7条の2第1項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第1項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

- 5 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの（前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第2項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。
- 6 前5項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（BVJの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と提出者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

- 第8条 BVJは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。
- (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。
 - (2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (3) 提出書類等に形式上の不備がないこと。
 - (4) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (5) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

- 2 BVJは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。
- 3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。
- 4 第1項の規定により建築物エネルギー消費性能確保計画等の提出等を引き受けた場合には、BVJは、提出者等に判定の業務に係る引受承諾書を交付する。この場合、BVJは、提出者等と別に定める建築物エネルギー消費性能判定業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき判定の業務に係る契約を締結するものとする。
- 5 前項の業務約款には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。
 - (1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、BVJの求めに応じ、判定のために必要な情報をBVJに提供しなければならないこと。
 - (2) 判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 判定料金の額に関すること。
 - (b) 判定料金の納入期日に関すること。
 - (c) 判定料金の納入方法に関すること。
 - (3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務完了期日」という。）に関すること。
 - (b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他のBVJに帰することのできない事由により業務完了期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務完了期日を変更できること。
 - (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合においては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。
 - (b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、BVJに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 提出者等は、BVJが行うべき判定の業務が業務完了期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のBVJに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) BVJは、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

- (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (5) BVJ が負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書等交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

（判定の実施方法）

- 第 9 条 BVJ は、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 42 条に規定する適合性判定員に実施させる。
- 2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。
- 3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。
- 4 BVJ は、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）

- 第 10 条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を BVJ に提出する。
- 2 前項の場合においては、BVJ は、判定の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

（適合判定通知書の交付等）

- 第 11 条 BVJ は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあつては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。
- 2 BVJ は、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあつては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあつては適

合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、提出者にそれぞれ交付する。

- 3 BVJ は、前 2 項の規定にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に提出者に交付する。
 - (1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他の BVJ の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。
 - (3) 判定料金が納入期日までに納入されていないとき。
 - (4) 建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確定するために時間を要するやむを得ない事情があるとき。
- 4 BVJ は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第 5 条（同令第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあっては、速やかに別記様式第 2 による軽微変更該当証明書を交付する。
- 5 BVJ は、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更に該当しないことを確認したときにあっては別記様式第 3 による軽微な変更の該当しない旨の通知書を、軽微な変更の該当するかどうかを決定することができないときにあっては別記様式第 4 による軽微な変更の該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。
- 6 適合判定通知書の交付番号は別表 1 に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表 2 に定める方法に従う。
- 7 適合判定通知書、第 2 項若しくは第 3 項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第 5 項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付（以下「電子交付」という。）とすることができる。なお、第 7 条第 6 項による電子情報処理組織を使用した申請（以下「電子申請」という。）がされた場合における適合判定通知書等その他の図書又は書類の交付については、電子交付とする。

第 3 章 適合性判定員等

（適合性判定員の選任）

第 12 条 BVJ の代表者は、判定の業務を実施させるため、施行規則第 36 条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。

- 2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。
- 3 適合性判定員の数は、法第 38 条第 1 項第 1 号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(適合性判定員の解任)

第 13 条 BVJ の代表者は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(適合性判定員の配置)

第 14 条 判定の業務を実施するため、適合性判定員を東京御茶ノ水事務所に 2 人以上配置する。

- 2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。
- 3 ある事務所の適合性判定員が病気等の事情により、判定の業務を実施できない場合にあっては、当該事務所において第 4 条の各事務所の適合性判定員が臨時に判定の業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあつては、第 4 条の各事務所において当該判定の業務を行う。
- 4 BVJ は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

(適合性判定員の教育)

第 15 条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年 1 回以上、BVJ の行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

(判定の業務の実施及び管理の体制)

第 16 条 判定の業務に従事する職員を、第 14 条第 1 項の規定により配置された適合性判定員を含め、東京御茶ノ水事務所に 2 名以上配置し、その他事務所には 1 名以上配置する。

- 2 BVJ は、法第 38 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に建築物エネルギー消費性能判定担当役員を任命する。
- 3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第 17 条 BVJ の役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 4 章 判定料金等

（判定料金の納入）

第 18 条 提出者等は、別表 3、4 に定める判定料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

（判定料金を減額するための要件）

第 19 条 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。なお、減額率については別表 5 に定める。

- （1）建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第 6 条の 2 第 1 項の確認の申請又は同法第 18 条第 4 項の通知を行うとき。
- （2）建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第 6 条の 3 第 1 項（同法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定を申請するとき、又は同法第 18 条第 4 項（同法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画を通知するとき。
- （3）標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると BVJ が判断したとき。
- （4）あらかじめ BVJ が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。
- （5）あらかじめ BVJ が指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。
- （6）第 7 条第 4 項又は第 5 項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき。

（判定料金を増額するための要件）

第 20 条 判定料金は、複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとして BVJ が判断した場合、増額することができるものとする。なお、増額率については別表 5 に定める。

(判定料金の返還)

第 21 条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、BVJ の責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第 5 章 雑則

(登録の区域等の掲示等)

第 22 条 BVJ は、登録の区域その他の事項を、判定の業務を行うすべての事務所において公衆に見やすいように掲示するとともに、インターネット上に開設した BVJ のホームページ (<https://www.bvjc.com/>) において公表するものとする。

(判定業務規程の公開)

第 23 条 BVJ は、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、前条に規定するホームページにおいて公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第 24 条 BVJ は、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 25 条 利害関係人は、BVJ の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。閲覧等の請求に関する事項は別に定めることとする。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、BVJ が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) BVJ の使用に係る電子計算機と法第 46 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線

を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

- (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
- (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 26 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 47 条第 1 項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで
- (2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 15 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 27 条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中にあっては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合性判定終了後にあっては施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

第 28 条 BVJ は、法第 47 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備え付け、これを保存することとする。

- 2 BVJ は、法第 47 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。
- 3 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 26 条に、当該帳簿及び書類の保存及び管理の方法は第 27 条に、それぞれ準ずることとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 29 条 BVJ は、電子情報処理組織による建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の受付及び適合判定通知書等その他の図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(判定の業務に関する公正の確保)

第 30 条 BVJ の長、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

2 BVJ の役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 BVJ の役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、BVJ 以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去 2 年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）

が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) BVJ に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合
- (2) BVJ に対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合

4 前 3 項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

5 適合性判定員又は BVJ の役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

（損害賠償保険への加入）

第 31 条 BVJ は、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間 1 億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

（事前相談）

第 32 条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、BVJ に相談をすることができる。この場合において、BVJ は、誠実かつ公正に対応するものとする。

最新版

版番号	Rev. 2.4
発効日	令和 7 年 7 月 1 日

改訂履歴

改訂版 Rev. 2.4	令和 7 年 7 月 1 日 改訂
変更概要	第 7 条、第 8 条、第 11 条、第 27 条、第 30 条 文言修正 第 11 条第 7 項 電子交付の追記 第 19 条 増築を行うときの減額要件の削除 別表3 計算・使用併用の条件追加、計画変更の料金に注釈の追加 別表5 増築を行うときの減額要件の削除、増額要件の追加 別記様式第2～3 印の削除
改訂版 Rev. 2.3	令和 7 年 4 月 1 日 改訂
変更概要	第1,6,9,12,16,25,26,28 条法律改正による条文番号、文言修正 第 7 条4項、5 項改正、5 項を6項へ条ずれ、 第 19 条1項文言修正、6 項新設、6 項を 7 項へ条ずれ 別表 1、2 床面積の合計が 300 m ² 未満追加 別表 3 一戸建ての住宅・共同住宅等手数料追加 別表 3 別表4に変更、適合判定料金の見直し、 300 m ² 以下手数料追加。 別表 4 別表5に変更、増額要件追加 別記様式1～4 法律改正による条文番号、文言修正
改訂版 Rev. 2.2	令和 6 年 11 月 15 日 改訂
変更概要	第 19 条 減額するための要件の追加。別表 4 減額率の追加。 第 25 条 閲覧等の請求に関する事項の修正。
改訂版 Rev. 2.1	令和 6 年 4 月 8 日 改訂
変更概要	法律名称変更に伴う文言修正、第 22 条追加、23 条以降条ズレ 別表3 適合判定料金の見直し、別表4 減増額率の追記
改訂版 Rev. 2.0	令和 5 年 10 月 1 日 改訂
変更概要	第 11 条 3 項(2)削除、番号ずれ、(4)新設
改訂版 Rev. 1.9	令和 5 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.8	令和 4 年 8 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.7	令和 3 年 4 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.6	令和 3 年1月 21 日 改訂
改訂版 Rev. 1.5	令和2年1月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.4	令和元年 6 月 1 日 改訂
改訂版 Rev. 1.3	平成 31 年 4 月 1 日 改訂

改訂版 Rev. 1.2	平成 30 年 11 月 19 日 改訂
改訂版 Rev. 1.1	平成 30 年 9 月 3 日 改訂
初版	平成 29 年 4 月 1 日 制定

別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇－〇－〇－〇〇〇〇〇

1～3 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（「〇〇〇」）
4～5 桁目	B V J の事務所毎に付する番号 01：横浜事務所 03：東京新宿事務所 04：大阪事務所 05： 06： 07：名古屋事務所 10：立川事務所 11：仙台事務所 12：福岡事務所 13：東京御茶ノ水事務所 14：神戸三ノ宮事務所 15： 17： 18： 19： 21： 23：札幌アイアンドアイ事務所 25：広島事務所 26：名古屋駅前事務所
6～9 桁目	西暦
10 桁目	1：新築 2：増築・改築
11 桁目	1：床面積の合計が 300 m ² 未満 2：床面積の合計が 300 m ² 以上 1,000 m ² 未満 3：床面積の合計が 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 4：床面積の合計が 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 5：床面積の合計が 10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満 6：床面積の合計が 50,000 m ² 以上
12～16 桁目	通し番号(11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

別表2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇－〇－〇－〇〇〇〇〇

1～3桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号(「〇〇〇」)
4～5桁目	B V Jの事務所毎に付する番号 01：横浜事務所 03：東京新宿事務所 04：大阪事務所 05： 06： 07：名古屋事務所 10：立川事務所 11：仙台事務所 12：福岡事務所 13：東京御茶ノ水事務所 14：神戸三ノ宮事務所 15： 17： 18： 19： 21： 23：札幌アイアンドアイ事務所 25：広島事務所 26：名古屋駅前事務所
6～9桁目	西暦
10桁目	1：新築 2：増築・改築
11桁目	1：床面積の合計が300㎡未満 2：床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満 3：床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満 4：床面積の合計が2,000㎡以上10,000㎡未満 5：床面積の合計が10,000㎡以上50,000㎡未満 6：床面積の合計が50,000㎡以上
12～16桁目	通し番号(11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。)

別表 3

【適合判定料金】一戸建ての住宅・共同住宅等 税込（単位：円）

適用区分	併願申請なし*1			併願申請あり*1			計算・仕様併用*2		
用途・種別	判定料	計画変更	軽微変更 該当証明	判定料	計画変更	軽微変更 該当証明	判定料	計画変更	軽微変更 該当証明
一戸建ての住宅・木造 (BVJ で確認申請を申請した場合)	44,000	22,000	22,000	11,000	5,500	5,500	33,000	16,500	16,500
一戸建ての住宅・S 造、RC 造 (BVJ で確認申請を申請した場合)	66,000	33,000	33,000	11,000	5,500	5,500	44,000	22,000	22,000
一戸建ての住宅・木造 (BVJ で確認申請を申請しない場合)	52,800	26,400	26,400	16,500	8,250	8,250	33,000	16,500	16,500
一戸建ての住宅・S 造、RC 造 (BVJ で確認申請を申請しない場合)	74,800	37,400	37,400	16,500	8,250	8,250	44,000	22,000	22,000
共同住宅等・複合建築物の住宅部分 (BVJ で確認申請を申請した場合) *5	132,000+N ×3,300	66,000+N× 1,650	66,000+N× 1,650	11,000+(N- 1)×1,100	5,500+(N- 1)×550	5,500+(N- 1)×550	99,000+N× 3,300	49,500+N× 1,650	49,500+N× 1,650
共用部の審査を行う場合は共用部料金右 記料金を加算する (100 戸未満) *5	132,000	66,000	66,000	132,000	66,000	66,000	132,000	66,000	66,000
共用部の審査を行う場合 (100 戸以上) *5	132,000+(N -100)×550	66,000+(N- 100)×275	66,000+(N- 100)×275	132,000+(N -100)×550	66,000+(N- 100)×275	66,000+(N- 100)×275	132,000+(N -100)×550	66,000+(N- 100)×275	66,000+(N- 100)×275

- *1 併願申請とは：低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査、性能向上計画認定（30 条認定）に係る技術的審査、長期使用構造等である旨の確認、設計住宅性能評価書及び住宅性能証明書（省エネ基準（5-1：等級 4 以上、5-2：等級 4 以上）を満たすものに限る）のいずれかが当機関へ申請される場合
- *2 計算・仕様併用：省エネ基準（5-1：等級 4 以上、5-2：等級 4 以上）のいずれかを仕様基準とした場合及び省エネ基準（5-1：等級 4 以上、5-2：等級 4 以上）の両方とも仕様基準とした場合
- *3 計画変更の料金について下記に該当する場合は新規に提出があったものとして扱う。※審査中物件含む
- ①計算方法を変更して申請する場合。
- ②直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合。
- ③非住宅部分のみ適合判定通知書を受けた複合建築物について、住宅部分を含めた判定を要することとなった場合。
- *4 軽微変更該当証明の料金について*3②に該当する場合は新規に提出があったものとして扱う。
- *5 共同住宅等について、確認申請又は計画通知を BVJ 以外で行う場合（予定を含む。）は、別表 3 において適用される料金の 10%の額を加算する。

＜建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 複合建築物に係る判定料金＞

- ・複合建築物に係る料金は非住宅部分については、別表 4、住宅部分については、別表 3 により算定される料金の合計とする。
- ・計画変更及び軽微該当証明申請において、非住宅部分と住宅のいずれか一方の変更である場合にあっては、変更があった部分に係る変更料金を適用する。

別表 4

【適合判定料金】非住宅 税込（単位：円）

適用区分	用途					
規模	工場・倉庫系以外			工場・倉庫系※1		
モデル建物法	判定料	計画変更	軽微変更 該当証明	判定料	計画変更	軽微変更 該当証明
～ 300 ㎡未満	88,000	71,500	58,190	66,000	57,530	43,340
300 ㎡以上 ～ 500 ㎡未満	148,280	106,260	86,900	98,890	85,800	64,680
500 ㎡以上 ～ 1,000 ㎡未満	186,010	127,600	103,950	123,640	106,700	80,850
1,000 ㎡以上 ～ 2,000 ㎡未満	237,930	212,850	173,250	178,420	159,500	121,550
2,000 ㎡以上 ～ 3,000 ㎡未満	321,750	288,750	242,550	273,680	242,660	196,350
3,000 ㎡以上 ～ 4,000 ㎡未満	328,020	294,360	247,170	278,960	247,280	200,200
4,000 ㎡以上 ～ 5,000 ㎡未満	343,640	308,330	258,940	292,270	259,050	209,660
5,000 ㎡以上 ～ 10,000 ㎡未満	388,080	341,000	283,250	327,470	283,360	225,500
10,000 ㎡以上 ～ 20,000 ㎡未満	470,690	392,700	323,400	393,910	323,510	254,100
20,000 ㎡以上 ～ 50,000 ㎡未満	572,330	479,600	398,750	482,790	398,860	317,900
50,000 ㎡以上 ～ 100,000 ㎡未満	635,250	531,300	438,900	533,610	439,010	346,500
100,000 ㎡以上 ～ 200,000 ㎡未満	762,300	646,800	554,400	660,660	554,510	427,350
200,000 ㎡以上 ～ 300,000 ㎡未満	1,079,980	752,400	613,800	719,950	623,700	605,550
300,000 ㎡以上 ～	1,345,630	919,600	751,300	880,000	756,800	740,300
標準入力法（主要室入力法共）						
～ 300 ㎡未満	165,000	132,000	107,250	123,750	105,600	87,450
300 ㎡以上 ～ 500 ㎡未満	381,150	319,000	260,700	324,280	266,200	206,800
500 ㎡以上 ～ 1,000 ㎡未満	445,280	372,900	304,700	378,730	311,300	242,000
1,000 ㎡以上 ～ 2,000 ㎡未満	508,200	425,700	346,500	431,970	354,200	275,000
2,000 ㎡以上 ～ 3,000 ㎡未満	597,740	497,200	404,800	496,100	404,910	312,400
3,000 ㎡以上 ～ 4,000 ㎡未満	640,090	532,400	433,400	529,980	432,410	333,740
4,000 ㎡以上 ～ 5,000 ㎡未満	682,440	567,600	462,110	563,860	460,130	355,080
5,000 ㎡以上 ～ 10,000 ㎡未満	724,790	600,600	485,100	597,850	485,210	369,600
10,000 ㎡以上 ～ 20,000 ㎡未満	851,840	705,100	566,500	699,380	566,610	427,900
20,000 ㎡以上 ～ 50,000 ㎡未満	1,016,400	843,700	682,000	838,530	682,110	520,300
50,000 ㎡以上 ～ 100,000 ㎡未満	1,143,450	947,100	762,300	940,170	762,410	577,500
100,000 ㎡以上 ～ 200,000 ㎡未満	1,320,000	1,093,400	911,900	1,067,220	877,910	693,000
200,000 ㎡以上 ～ 300,000 ㎡未満	1,608,200	1,283,700	1,092,300	1,194,270	993,410	808,500
300,000 ㎡以上 ～	1,829,300	1,538,900	1,331,000	1,321,320	1,108,910	924,000

*1 工場・倉庫系：確認申請の用途が右記のみで構成されている建物 工場(08340)、自動車修理工場(08350)、危険物の貯蔵又は処理に供するもの（08360）、堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場（08430）（堆肥舎を除く）、自動車車庫（08490）、自転車駐車場（08500）、倉庫業を営む倉庫（08510）、倉庫業を営まない倉庫（08520）、卸売市場（08610）、農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（08630）、農業の生産資材の貯蔵に供するもの（08640）、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設（08620）

*2 標準入力法からのコンバートによる申請の場合、別途追加額を加算とする。

*3 計画変更の料金について下記に該当する場合は新規に提出があったものとして扱う。

①モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請する場合。

②直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合。

*4 軽微変更該当証明の料金について*3②に該当する場合は新規に提出があったものとして扱う。

別表 5
減増額率表

条項	減額要件	最大 減額率
19 条 1 項(1)	建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請又は同法第 18 条第4項の通知を行うとき。	10%
19 条 1 項(2)	建築物エネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第6条の3第1項（同法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による構造計算適合性判定を申請するとき、又は同法第 18 条第 4 項（同法第 18 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画を通知するとき。	10%
19 条 1 項(3)	標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できると BVJ が判断したとき。	10%
19 条 1 項(4)	あらかじめ BVJ が定める日又は期間内に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行ったとき。	10%
19 条 1 項(5)	あらかじめ BVJ が指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき。	10%
19 条 1 項(6)	第7条第4項又は第5項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき。	10%

※複数の減額理由が該当する場合は最大の減額率を適用する。

条項	増額要件	最大 増額率
20 条 1 項	あらかじめ定める期間内（繁忙期等）	50%
20 条 1 項	標準入力法をコンバートしたモデル建物法	100%
20 条 1 項	計画の変更等により審査の追加、やり直し等が生ずる場合	50%
20 条 1 項	省エネ適合性判定質疑と関係のない図書の変更が生じる場合	50%
20 条 1 項	申請途中で建築物用途の増減があった場合	10%
20 条 1 項	省エネ適合性判定の効率的な実施が難しい場合	50%
20 条 1 項	別途協議により申請者等と合意した業務期日にて判定する場合	50%

※複数の増額理由が該当する場合は累加率を適用する。

別記様式第1

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

ビューローベリタスジャパン株式会社 御中

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第5条(同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 年 月 日 号
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 年 月 日
【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

別記様式第2

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による
軽微変更該当証明書

第 号
年 月 日

建築主 様

登録建築物エネルギー消費性能判定機関
ビューローベリタスジャパン株式会社

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

別記様式第3

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 号
 年 月 日

建築主 様

登録建築物エネルギー消費性能判定機関
ビューローベリタスジャパン株式会社

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条(同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

(理由)

別記様式第4

軽微な変更に該当するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号
年 月 日

建築主 様

登録建築物エネルギー消費性能判定機関
ビューローベリタスジャパン株式会社

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第5条(同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

1. 申請年月日 年 月 日付 第 号
2. 建築場所

(理由)

(備考)